

十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）を超えない範囲内において政令で定める日から起算して六年を施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六号）抄 **（平成一五年八月一日法律第一三号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中目次の改正規定（第四十三条）を「第四十二条の二」に改める部分に限る。）、第十二条の改正規定（第十二条の改正規定（第十一条）、第三十六条第一号の改正規定（第十一条第二項、第十二条）を「第十一条第三項」に改める部分に限る。）、第三十七条第一項第三号に係る部分に限る。）、第六章中第四十三条の前に一条を加える改正規定、第四十七条の改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第一号を同条第三号とし、同号の次に五号を加える改正規定（同条第四号及び第五号に係る部分に限る。）、第四十九条第五号を削る改正規定、同条第三号を削る改正規定及び同条第一号の次に二号を加える改正規定（同条第二号に係る部分に限る。）、第十三条並びに第十六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第十六条及び第十七条の規定（公布の日から起算して一月を経過した日）を削る改正規定（同条第二号に係る部分に限る。）並びに第五十一条の改正規定並びに第五十一条から第五十三条まで及び第六十三条の二の規定（施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）を削る改正規定（以下「新出資法」という。）第四条第一項の規定に定めたものによる。

（経過措置）

第十一条 政府は、違法な貸金業を営む者に対する警察の取締りの強化、これら者のによる被害の防止及び救済に関する相談等についての関係当局及び関係団体等の体制の強化及び充実、過剰な貸付け及び安易な借入れの防止のための貸金業者による適正な情報開示及び消費者教育の充実その他資金需要者の保護のために必要な措定（検討）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項については、この法律の施行後三年をもとに、他の経済・金融情勢、資金需要者の資力又は信用に応じた貸付けの利率の設定の状況その他の資金業者の業務の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

附則 **（平成一八年一二月二〇日法律第一五号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第十二条

（第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて同項第一項及び第三項の規定は、適用しない。）

二 第四号施行日前にした保証料の契約に基づいて同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

一 附則第六十六条の規定（公布の日から起算して一月を経過した日）

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

二 第一条及び第六条の規定並びに附則第二十九条第二項、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条の規定（公布の日から起算して一月を経過した日）

三 略

四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、第四十七条第五十一条から第五十三条まで及び第六十三条の二の規定（施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日）

（第七条の規定による出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正に伴う経過措置）

（新出資法第五条第二項に係る部分に限る。）

（政府への委任）

規定期にかかわらず、なお従前の例による。

第三十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める（政府の責務）。

第六十六条 政府は、多重債務問題（貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重複的又は累積的な債務を負うことにより、その當む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。以下同じ。）の解決の重要性にかんがみ、関係省庁相互間の連携を強化することにより、資金需要者等が借入れを受けることができる体制の整備、資金需要者への資金の融通を図るために、その他の支援を受けた場合に貸付ける場合に限る。）第四条第一項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則 **（平成一九年五月二十五日法律第五八号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

第十一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

（政府の責務）

規定期にかかわらず、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条

置について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

（新出資法第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

二 第四号施行日以後に受ける元本以外の金銭については、新出資法第五条の四第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新出資法第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。）

三 他の多重債務問題の解決に資する施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（検討）

第六十七条

2 政府は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律及び利息制限法に基づく金利の規制の在り方について、この法律の施行後二年六月以内に、資金需給の状況その他の経済金融情勢、貸付けの利率の設定の状況その他の貸金業者の業務の実態等を勘案し、第五条及び第七条の規定による改正後の規定を円滑に実施するためには講ずべき策の必要性の有無について改めて検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行ふものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年六月を経過した後適当な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行ふものとする。

附則 **（平成一九年五月二十五日法律第五八号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

第十一条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）又は地方公営企業等金融機関法（平成十九年法律第六十四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附則 **（平成一九年六月一日法律第七四号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条

の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(処分等に関する経過措置)

第一百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十年を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日